令和５年４月３日

債務負担行為の設定を行った工期１年未満の工事（平準化工事）について

令和５年度より、工期１年未満の工事であっても債務負担行為を柔軟に設定し、年度を跨ぐ工期設定とすることで施工時期の平準化を図る工事（以下、「平準化工事」という。）を実施します。

１　平準化工事の工事件名について

施工時期の平準化を目的として債務負担行為の設定を行った工期 1 年未満の工事であることを明確にするため、工事件名の末尾に「(平準化工事)」と記載します。

２　前払金の支払いについて

前払金は、当初年度に一括で支払います。当初年度の支払いは、原則として前払金のみとなります。

３　出来形部分検査及び部分払について

当初年度末の出来形部分検査を省略します。当初年度に部分払いは行いません。

４　適用

令和５年４月１日以降に契約の申込みの誘引（公告、指名通知又は見積依頼）を行う案件から適用します。

＜問い合わせ先＞
（発注に関すること）
財政局契約第一課（工事第二係）　電話：045-671-2228
（契約手続きに関すること）
財政局契約第一課（工事契約係）　電話：045-671-2246
（その他　制度に関すること）
財政局公共事業調整課 電話：045-671-2025